

ソニー音楽財団 新型コロナウイルス対策特別支援プロジェクト



ソニー音楽財団 子ども音楽基金

新型コロナウイルス被害支援 募集要項

1. 趣旨・目的

公益財団法人ソニー音楽財団は、子どもたちが豊かな感性・すこやかに生きる力をはぐくむために設立した「ソニー音楽財団 子ども音楽基金」において、この度の新型コロナウイルスの感染拡大における緊急支援策として、「新型コロナウイルス被害支援」を立ち上げました。

昨今、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、様々な文化芸術活動が中止や延期の決断を余儀なくされております。当施策はこのような状況下において、子どもへの音楽を通じた教育活動を制限された団体に助成金を支給し、今後の活動継続の一助となることを目的としています。

当財団は、次世代のための教育支援の取り組みを積極的に行い、さまざまな課題の解消に向けて寄与してまいります。

2. 内容

新型コロナウイルスの影響により、2020年3月1日～2021年3月31日の間に開催予定であった、子どもを対象に音楽を通じた教育活動が中止または延期が決定したことに伴う損害額の一部を助成します。

●助成金額

支給する助成金は、1団体につき**一律 20万円または 50万円**とします。(総額 1,000万円)

* 損害額に合わせて選択してください。支給金額の選択が選考に影響することはありません。

●応募条件

- 1) 当募集要項の「助成対象となる団体およびその活動」の内容に合致すること。
- 2) 助成金額(20万円以上、または50万円以上)の損害分の証憑書類を提出できること。
- 3) 中止・延期になった活動に関する資料(団体名や活動名・内容が掲載されているチラシ、パンフレット、ウェブサイト掲載ページなど)を提出できること。
*ただし、延期の場合は2022年3月31日までに実施予定の活動とします。(詳細は、3. 対象「活動対象期間」をご参照ください)。
- 4) 他の助成を得ている場合、対象経費が重複していないこと。
*重複が発覚しその申告を怠った場合は、助成金は全額返還していただきます。
*「ソニー音楽財団 子ども音楽基金」第2回(2021年度)募集との重複応募は可とします。

3. 対象

●助成対象となる団体およびその活動

- ・ 日本国内の18歳未満の子どもを対象に、音楽を通じた教育活動に取り組んでいる国内の団体による音楽教育活動。(ここでいう音楽とは、原則としてクラシック音楽およびそれに準ずるものとします。)
- ・ 法人格を有する団体。または、法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っている団体(グループ・サークル・実行委員会などを含む)が行う活動。
- ・ 2020年3月1日～2021年3月31日の間に、新型コロナウイルスの影響により開催予定であった活動が中止及び延期され、損害を被った団体。

●助成対象とならない団体およびその活動

- ・ 営利団体および営利性の高い活動を行っている団体の活動。
- ・ 設立目的や活動内容が、政治・宗教・思想に偏りがある団体の活動。
- ・ 反社会的勢力と関わりがあり、反社会的な活動内容を含んでいる法人・団体の活動。
- ・ 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない団体の活動。

●助成対象となる経費

- ・ 助成対象となる経費は、新型コロナウイルスの影響により、2020年3月1日～2021年3月31日の間に開催予定であった、子どもを対象に音楽を通じた教育活動が中止、または延期が決定したことに伴う発生済みの費用全般です。
- ・ ここでいう費用全般とは、当該活動における会場費、謝金、備品購入費(楽器など活動に直接関係するもの)、制作費、旅費交通費、業務委託費、印刷製本費、人件費などを含みます。

●助成対象となる活動期間

①中止の場合：2020年3月1日～2021年3月31日の間に実施予定であったもの

②延期の場合：①の活動で且つ延期後の開催日程が2022年3月31日までであること

*①の期間内に新型コロナウイルスの影響で活動が中止・延期となった際に生じた損害に対して助成を行います。

4. 選考基準

選考においては、以下の選考基準に基づき審査を行います。

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に起因し、活動継続における緊急性の高い内容であるか。
- ・ 子どもへの音楽を通じた教育の促進に貢献する事業・活動であるか。
- ・ 活動の目的が明確であり、妥当性・適時性があるか。
- ・ 活動の組織体制が適切であり、実際に実現可能な活動であったか。
- ・ 助成後も活動を継続するための計画性・実現性があり、将来の発展が見込めるものか。

●選考方法

当財団内で書類選考を行い、選考委員会にて審査のうえ、当財団理事会において決定します。

●選考委員会

- ・ 子どもの貧困・教育政策・社会福祉・音楽教育分野に高い見識を備えた研究者や有識者による選考委員から構成します。
- ・ 直接の利害関係者を排除し、公正中立な判断を堅持できる者を当財団理事会において選任します。

5. 応募方法

当募集要項をよくお読みいただき、所定の応募書類に必要事項を記入し、当財団までEメールにて送付してください。

●応募書類 *①～④は提出必須。④が提出できない場合は⑤を提出のこと。

- ① 応募届<要押印>
- ② 様式1 (団体概要)
- ③ 様式2 (証憑書類)
- ④ 中止・延期となった活動に関する資料<A4 自由様式> ※1
- ⑤ 中止・延期証明書(④が提出できない団体のみ提出) ※2

・ 応募書類は、当財団ウェブサイト (https://www.smf.or.jp/kok/covid19_fund) よりダウンロードしてください。

・ 作成した4つの必要書類をそれぞれ PDF 化して E メールに添付し、kok@sonymusic.co.jp までお送りください。メールの件名は、【子ども音楽基金 新型コロナウイルス被害支援応募】としてください。

・ 郵送・ファックス・お持ち込みによる応募は受付できません。

※1 中止・延期になった活動に関する資料として認められるもの

- ・ 団体名や活動名・内容が掲載されているチラシ、パンフレット、ウェブサイトなど。
また、それが中止または延期となったことを証明できるもの。

※2 上記制作物・掲載媒体もなく、発表前に中止や延期となり証憑となるものがない場合は、「中止・延期証明書」に必要事項を記入のうえ、提出する。

- ・ 開催日時・場所・内容／主催・共催・協力などの開催予定者詳細／中止・または延期となった日付と理由。
- ・ 活動主催者でない場合は、主催者または発注者自身が記入する。
- ・ 発注者の押印は必須とする。

●応募受付期間

2020年7月1日（水）～7月15日（水）23:59 必着

●応募・お問い合わせ先

公益財団法人ソニー音楽財団「子ども音楽基金 新型コロナウイルス被害支援応募」係

送付先：kok@sonymusic.co.jp

※電話・ファックスでのお問い合わせには対応していません。

※土日祝日および夏季休業中<8月13日（木）～8月16日（日）>は、問い合わせに対応できません。

6. スケジュール等 ※スケジュールは変動する場合があります。

2020年7月	募集（7月1日～7月15日）
7月～8月	書類選考、選考委員会による審査
9月	採択団体発表、助成金支給

7. 注意事項・その他

●採択結果の発表時期・方法

- ・ 助成支給時期を考慮して、適切な発表時期を定めます。
- ・ 選考結果は、全応募団体にEメールにて通知します。
- ・ 採択団体は原則として、当財団ウェブサイト（https://www.smf.or.jp/kok/covid19_fund）などに公表します。

●採択団体の義務

- ・ 必要に応じて当財団より電話、メール等によるヒアリングをさせていただく場合があります。
- ・ 採択団体は原則として、助成金額をはじめ団体名・代表者・所在地・活動内容等を公表させていただきます。また、当基金の広報活動のために使用させていただく場合があります。
※個人情報の取り扱いについてはソニー音楽財団ウェブサイトの個人情報保護方針（<https://www.smf.or.jp/privacy/>）をご覧ください。
- ・ 採択団体は、その活動に対し当基金の広報や取材へのご協力をお願いする場合があります。

●その他

- ・ 個人情報を含む応募書類送付時のセキュリティは、応募者自身で管理をお願いします。応募先のメールアドレスをお間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。誤送信による責任は負いかねます。
- ・ 一度応募された書類の差し替えや修正は、受付できません。ただし、他の助成等に応募し、助成金が下りることが決定した場合は、応募後でも必ず直ちにご連絡ください。

- ・ 応募書類に不備がある場合、審査基準を満たしていないものと判断し、選考の対象外となりますので、ご注意ください。
- ・ 採択結果に関する照会には回答いたしかねますのでご了承ください。
- ・ 以下に該当した場合は、採択後においても時期に関わらず助成を取り消し、助成金を全額返還していただきます。
 - 助成金を必要としない事由が生じたとき。
 - 採択団体の義務を怠ったとき
 - 応募書類の記載内容に虚偽があることが判明したとき。
 - 団体および代表者に、反社会的行為や事実が判明したとき。
 - 他の助成で対象経費が重複し、応募時または応募後の発覚時にその申告を怠ったとき。
 - その他助成対象団体として適当でない事由が発生したとき。

8. Q&A

- ・ **20万円と50万円の金額については、どちらに応募すれば良いでしょうか。**
→ 損害額に合わせてご選択ください。支給金額の選択が選考に影響することはありません。
- ・ **損害金額は30万円ですが、50万円に応募することは可能ですか。**
→ できません。50万円以上の損害及び証憑書類を提出できる団体が対象となります。応募時に20万円の方をご選択ください。
- ・ **中止の活動が1回だと損害額が20万円に達しませんが、いくつかの活動の合算でも対象になりますか？**
→ 対象となります。応募書類の様式②【証憑書類】に対象となる証憑書類を全てご提出いただき、合計金額を応募届の「様式2」に記載してください。
- ・ **中止や延期に係る損害が20万円を下回っていますが、応募することは可能ですか。**
→ 残念ですが、今回は対象になりません。
- ・ **中止となった活動に関する資料を提出することができません。応募することは可能ですか。**
→ 活動の中止・延期の証明となるものをご用意できない場合は原則として応募対象外となりますが、応募者への活動に関する依頼者・発注者等により、「中止・延期証明書」に必要事項をご記入・ご提出が可能な場合は、その記載内容次第では活動の中止・延期の証明と見做すことができますので、その書面を以て応募することは可能です。「中止・延期証明書」は応募届のシートにあります。

・延期の活動は2021年度以降を予定していますが、応募可能ですか。

→延期時期が2021年度（～2022年3月31日）内までであれば可能です。ただし、延期になったことが証明できる資料をご提出ください。

・第2回（2021年度）募集に応募をしましたが、この助成にも応募することはできますか。

→可能です。所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ改めてご応募をお願いします。

・他の助成金にも応募していますが、応募は重複してもいいですか？

→応募書類に必ずご記入ください。ただし、対象経費の重複は認められません。

・途中で他団体の助成を受けられることが決まりました。どうしたらよいでしょうか？

→至急当財団までご連絡ください。対象経費の重複の有無を確認させていただきます。

・応募書類を送りましたが、間違いがありました。訂正したいのですが、受けつけてもらえますか？

→一度ご提出いただいた応募書類の差し替えはできません。送付の際には間違いがないよう充分にご注意ください。

・応募の際のメールが届いたか不安です。受信済の確認はしてもらえますか。

→募集期間終了後、応募書類を受領した応募団体に対しては、受領の旨をお知らせするメールをお送りさせていただきます。2020年7月18日を過ぎても当方からの連絡がない場合は、お手数ですがお問い合わせください。ただし、メールの誤送信等による場合は応募受付期間を過ぎると受付できませんので、送り先メールアドレスをお確かめの上、お送りください。

以上